

鹿 児 島 県 公 報

令和元年12月17日（火）第65号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（3件）（道路維持課取扱い） 3
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 5

公 告

- 鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表（学事法制課取扱い） 5
- 鹿児島県個人情報保護条例の運用状況の公表（学事法制課取扱い） 7
- 落札者等の公告（管財課取扱い） 8

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 9

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 10

告 示

鹿児島県告示第574号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡知名町大字田皆字萬当1832番2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡知名町大字田皆字萬当1832番1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第576号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
大信薬局みどりの里店	伊佐市大口上町34-11	令和元年 12月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第577号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
隼人温泉病院訪問リハビリテーション	霧島市隼人町姫城一丁目264番地2	医療法人松城会	霧島市隼人町姫城一丁目264番地2	岩城 政秋	令和元年 12月1日	訪問リハビリテーション
株式会社カイクックスウィング 始良オフィス	始良市東餅田2310-25	株式会社カイクックスウィング	鹿児島市谷山港二丁目1番2	岩元 文雄	令和元年 12月1日	福祉用具貸与
株式会社カイクックスウィング 始良オフィス	始良市東餅田2310-25	株式会社カイクックスウィング	鹿児島市谷山港二丁目1番2	岩元 文雄	令和元年 12月1日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第578号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
隼人温泉病院訪問リハビリテーション	霧島市隼人町姫城一丁目264番地2	医療法人松城会	霧島市隼人町姫城一丁目264番地2	岩城 政秋	令和元年12月1日	介護予防訪問リハビリテーション
株式会社カイクックスウィング 始良オフィス	始良市東餅田2310-25	株式会社カイクックスウィング	鹿児島市谷山港二丁目1番2	岩元 文雄	令和元年12月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社カイクックスウィング 始良オフィス	始良市東餅田2310-25	株式会社カイクックスウィング	鹿児島市谷山港二丁目1番2	岩元 文雄	令和元年12月1日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（農業用河川工作物応急対策）（旧：農業用河川工作物応急対策）（農業用排水施設整備）片鹿倉地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和元年12月18日から令和2年1月22日まで
- 縦覧場所
日置市役所農地整備課

鹿児島県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年12月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	伊集院蒲生溝辺線	始良市蒲生町久末字高崎246番1地先から同市蒲生町上久徳字桑水流303番2地先まで	前	5.2~28.0	1,830.0
			前	9.8~41.8	1,540.0
			後	5.2~28.0	1,830.0
			後	9.8~46.8	1,540.0

鹿児島県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和元年12月17日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊集院蒲生溝辺線	始良市蒲生町上久徳字中原2630番地先から同市蒲生町上久徳字桑水流303番2地先まで	令和元年12月19日

鹿児島県告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和元年12月17日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町一湊字廣野2339番1地先から同町一湊字濱中2328番44地先まで	前	9.7～32.4	314.4
			後	9.7～32.4	314.4
			後	9.7～33.7	273.5

鹿児島県告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和元年12月17日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町一湊字廣野2339番1地先から同町一湊字濱中2328番44地先まで	令和元年12月17日

鹿児島県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和元年12月17日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	手打蘭牟田港	薩摩川内市下甑町青瀬字南	前	39.8～43.8	12.1

線	560番1地先内	後	39.8～97.7	12.1
---	----------	---	-----------	------

鹿児島県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和元年12月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	手打藺牟田港線	薩摩川内市下甌町青瀬字南560番1地先内	令和元年12月17日

大隅地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年12月17日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケア24なのはな	鹿屋市上野町4824番地3	合同会社ライフデザイン	鹿屋市上野町4826番地5	山元 邦明	令和元年12月31日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

公 告

鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第29条の規定により、平成30年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 公文書の開示の請求件数
913件
- 公文書の開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	434
一部開示	367
不開示	38
その他	74
計	913

注 その他は、請求の取下げ及び未処理である。

- 開示請求者の区分

区 分	件 数
県内	528
県外	385

計	913
---	-----

4 開示請求の実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不開示	その他
知事	818	399	318	35	66
総務部	48	8	35	4	1
企画部	14	0	12	0	2
P R ・ 観 光 戦 略 部	21	5	15	1	0
環境林務部	80	29	37	8	6
くらし保健福祉部	315	190	85	5	35
商工労働水産部	25	18	6	0	1
農政部	33	20	7	1	5
土木部	61	39	15	2	5
危機管理局	11	5	5	0	1
国体・全国障害者スポーツ 大会局	0	0	0	0	0
出納局	14	2	12	0	0
鹿児島地域振興局	33	12	15	2	4
南薩地域振興局	18	8	10	0	0
北薩地域振興局	29	15	11	2	1
始良・伊佐地域振興局	14	7	6	0	1
大隅地域振興局	43	16	19	8	0
熊毛支庁	12	5	4	1	2
大島支庁	42	15	24	1	2
工業用水道部	5	5	0	0	0
議会	4	0	3	1	0
教育委員会	33	22	8	0	3
選挙管理委員会	11	0	11	0	0
人事委員会	1	0	0	0	1
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	40	11	24	1	4
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	1	0	1	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	1	0	0	1	0
鹿児島県住宅供給公社	1	1	0	0	0
鹿児島県道路公社	3	1	2	0	0
計	913	434	367	38	74

5 審査請求の件数及びその処理状況

3件（処理中3件）

6 県政情報センターの利用状況等

(1) 展示資料の内容及び資料数

区 分	内 容	資料数
郷土資料	県史，市町村史，その他の史料	765
県の資料	計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，事務事業概要書，議案書，議会会議録等	34,780
県内市町村の資料	広報誌，市町村勢要覧，計画書等	5,407
国・関係機関等資料	国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書	11,946

	等	
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等	3,123
研究機関等の資料	調査報告書，研究書等	1,323
一般資料	法規・辞典・年鑑類，地方自治，経済，産業一般，職員研修図書等	2,617
鹿児島島の一般資料	地域政策，資源・エネルギー，都市計画，過疎，経済，情報・通信等	1,485
計		61,446

(2) 利用状況

区 分	人 数 ・ 冊 数
利用者数	7,098人
貸出者数	305人
貸出冊数	700冊

鹿児島県個人情報保護条例の運用状況の公表

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第45条の規定により，平成30年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

1 個人情報取扱事務の登録件数

実 施 機 関	事務登録 総 数	事 務 区 分 及 び 件 数			
		全庁共通 事 務	出先機関 共通事務	所属固有事務	
				本 庁	出先機関
知事	1,234	46	275	817	96
総務部	206	24	27	127	28
企画部	38	1	0	37	0
PR・観光戦略部	23	5	1	17	0
環境林務部	109	2	12	83	12
くらし保健福祉部	350	4	98	229	19
商工労働水産部	131	3	21	97	10
農政部	154	1	47	96	10
土木部	180	4	68	108	0
危機管理局	13	0	1	12	0
国体・全国障害者スポーツ大会局	2	0	0	2	0
出納局	11	2	0	9	0
鹿児島地域振興局	3	0	0	0	3
南薩地域振興局	0	0	0	0	0
北薩地域振興局	1	0	0	0	1
始良・伊佐地域振興局	1	0	0	0	1
大隅地域振興局	0	0	0	0	0
熊毛支庁	0	0	0	0	0
大島支庁	12	0	0	0	12
工業用水道部	0	0	0	0	0
議会	6	1	0	5	0
教育委員会	128	14	43	67	4
選挙管理委員会	18	0	0	18	0
人事委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
公安委員会	5	5	0	0	0

警察本部長	152	15	60	77	0
労働委員会	3	0	0	3	0
収用委員会	3	0	0	3	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4
計	1,563	81	387	991	104

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務（現に全ての所属においては実施していないが、特定又は複数の部局において実施しているものを含む。）をいう。

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関において実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものをいう。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課（室）又は1出先機関のみにおいて実施しているものをいう。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求件数並びにこれらに対する対応状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況

ア 請求件数

128件

イ 開示、一部開示及び不開示の決定件数

区 分	件 数
開示	6
一部開示	106
不開示	13
その他	3
計	128

注 その他は、請求の取下げである。

ウ 実施機関別処理状況

区 分	請 求 件 数	左 の 処 理 状 況			
		開 示	一部開示	不開示	その他
知事	21	5	13	1	2
総務部	2	0	2	0	0
くらし保健福祉部	14	1	10	1	2
土木部	5	4	1	0	0
教育委員会	3	1	2	0	0
警察本部長	104	0	91	12	1
計	128	6	106	13	3

注 請求がなされた実施機関についてのみの記載である。

(2) 保有個人情報の訂正請求の状況

1件

(3) 保有個人情報の利用停止請求の状況

0件

3 開示請求等の特例に係る開示申出の件数

5,451件

4 審査請求の件数及びその処理状況

1件（処理中1件）

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年12月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用化学消防車 2台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
帝國繊維株式会社
東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- 5 落札金額
275,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年8月27日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和元年9月20日鹿児島県選挙管理委員会告示第27号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和元年12月17日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,159
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	269,739
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 149,947
	鹿屋市・垂水市区 32,192
	枕崎市区 5,982
	阿久根市・出水郡区 8,711
	出水市区 14,623
	指宿市区 11,446
	西之表市・熊本郡区 11,576
	薩摩川内市区 26,125
日置市区 13,423	

	曾於市区	10,210
	霧島市・始良郡区	36,913
	いちき串木野市区	7,871
	南さつま市区	9,609
	志布志市・曾於郡区	12,258
	奄美市区	13,624
	南九州市区	9,929
	伊佐市区	7,358
	始良市区	21,209
	薩摩郡区	5,963
	肝属郡区	10,380
	大島郡区	16,683
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		269,739
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第92号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年12月17日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PACYBORG009N-X1	株式会社ニューギン	9P1321
ぱちんこ遊技機	P一騎当千斬SSV2A	株式会社高尾	9P1430
ぱちんこ遊技機	PADD北斗の拳主役はジャギT3A	株式会社高尾	9P1517
ぱちんこ遊技機	Pクイーンズブレイド3S1G	株式会社高尾	9P1544
ぱちんこ遊技機	Pひぐらしのなく頃に～廻～AG-S	株式会社大一商会	9P1460
回胴式遊技機	Sケロット4CC	セブンリーグ株式会社	9S1291
回胴式遊技機	SハナペカY	株式会社ニューギン	9S1163
回胴式遊技機	S地獄少女 あとはあなたが決め	株式会社藤商事	9S1436

	ることよFD		
回胴式遊技機	S 新鬼武者Z A	株式会社エンターライズ	9S1371